

第Ⅰ章

みやぎ心のケアセンター

活動状況

みやぎ心のケアセンターの概要

平成24年度 実績報告

全体の活動状況

各課の取り組み

- ・・・①気仙沼地域センター・地域支援課（自治体出向を含む）
- ・・・②石巻地域センター・地域支援課（自治体出向を含む）
- ・・・③基幹センター・地域支援課（自治体出向を含む）
- ・・・④基幹センター・企画課

その他の取り組み

- ・・・①東北会病院
- ・・・②東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座
- ・・・③宮城県立精神医療センター
- ・・・④日本精神保健福祉士協会
- ・・・⑤日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会

みやぎ心のケアセンターの概要

基幹センター・総務課

副センター長兼事務局長 鈴木 博正

1. 組織の概要

みやぎ心のケアセンター（以下『センター』という。）は、東日本大震災による被災者の心的外傷後ストレス障害、うつ病、アルコール依存症など様々な心の問題に対する対応や支援者への技術的支援、人材育成など、総合的な心のケア対策を長期的に推進するために設置されました。

運営主体は、社団法人（現・公益社団法人）宮城県精神保健福祉協会（以下『協会』という。）であり、平成23年12月1日に仙台市に基幹センターを開設し、翌年の平成24年4月1日に沿岸部の石巻市及び気仙沼市に、それぞれ地域センターを設置しました。

組織は、センター長、副センター長の下、基幹センターに総務課、企画課、地域支援課の3課、地域センターには地域センター長の下、地域支援課が置かれ、被災者への支援活動等を展開しています。このほか、沿岸部の被災市町等に対して職員を出向させ、市や町の精神保健福祉活動への支援を行っています。

職員は、精神科医をはじめ精神保健福祉士、臨床心理士、保健師などの専門的な資格を有する職員で構成されており、平成25年3月末時点で常勤職員34人（うち市町等出向職員6人）、非常勤職員22人、あわせて56人体制となっています。

2. 設立までの経過

応急的な医療救護活動としての心のケアについては、災害救助法に基づく『心のケアチーム』が震災直後から派遣されていましたが、一方、震災により傷ついた被災者の心のケアを長期的な視点で考える必要性が指摘されていました。

震災発生4日後の3月15日に、県内精神保健福祉関係者が情報交換等を目的として参集しました。その3日後の3月18日には県、仙台市、精神保健福祉センター、東北大学、精神保健福祉にかかわる団体が参加して会議が開かれ、心のケアの活動状況や課題、必要とされる支援内容などが検討されました。以降、この会議は『心のケア対策会議』として県が招集することとなり、7月まで定期的に開催されました。

4月の『心のケア対策会議』において、今の中長期的な県の精神保健福祉対策について協議がなされ、県内で心のケアを継続的に推進するためには中核となる機関の必要性が指摘されました。

これを受けて、県から協会に対して『心のケアセンター』の運営について打診があり、協会としてもセンター設置に関して積極的に取り組むこととなり、5月の総会において内諾が得られました。

その後協会は、7月に新潟、兵庫両県の心のケアセンターを視察し、センター立ち上げ時の取組、活動状況等について情報の提供や助言をいただきました。

8月の県議会において震災復興基金事業として『心のケアセンター運営事業』の予

算が承認され、併せてセンターと連携するかたちとなる東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座（以下『寄附講座』という。）の設置についても予算化されました。この講座は10月1日に設置されました。

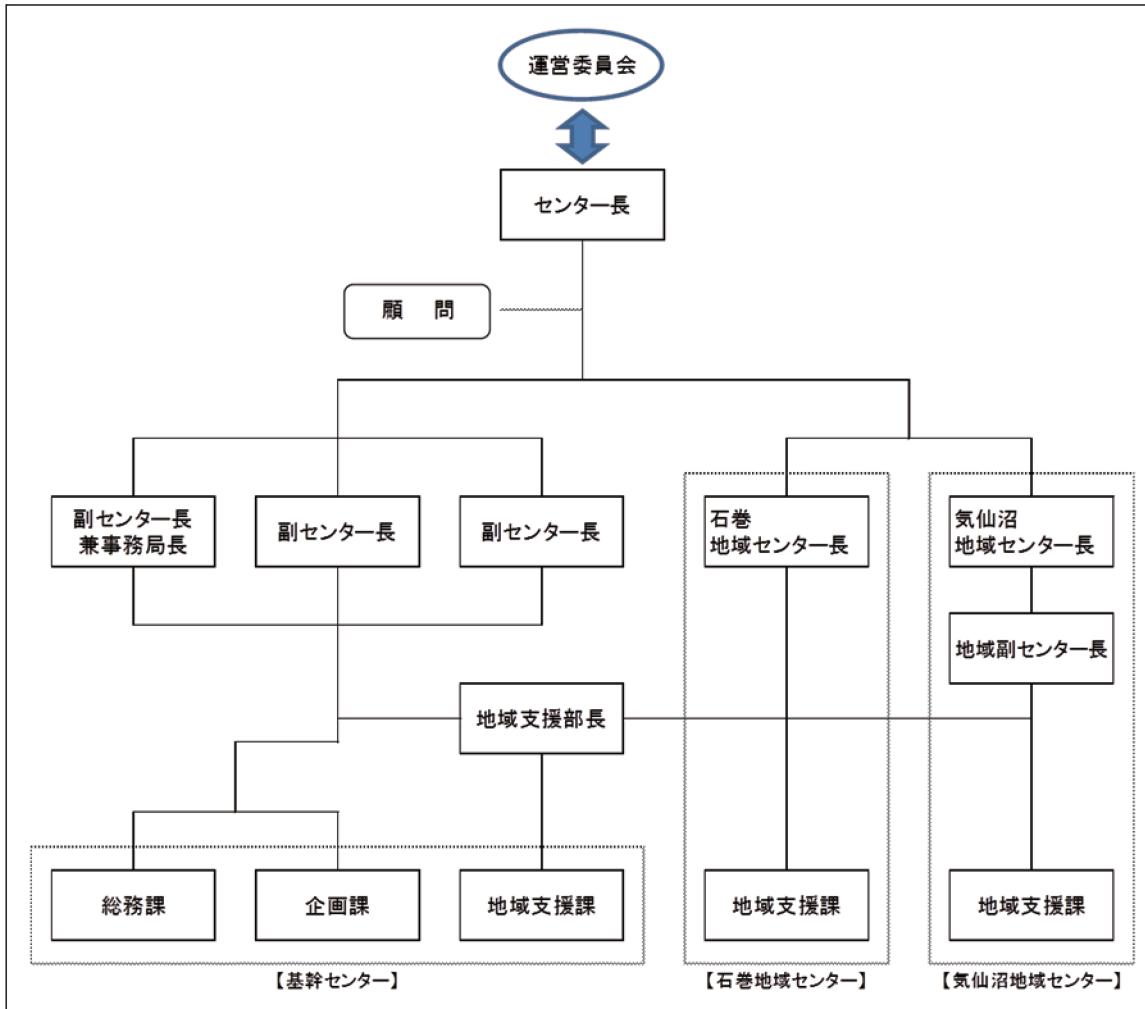
センター設置に当たって、県と協会との間で組織、職員確保、運営等についての協議が重ねられ、9月に協会として運営を受託することを正式に決定いたしました。

11月1日に準備室を仙台市に立ち上げ、12月1日に基幹センター、翌年の平成24年4月に石巻、気仙沼の各地域センターを開所しました。

3. 組織図

センターの組織は、図1のとおりです。基幹センターは3課制、石巻、気仙沼地域センターは1課制になっています。

図1 みやぎ心のケアセンター組織図（平成25年3月現在）



4. スタッフ職種構成

センター3機関におけるスタッフの職種は、表1のとおりです。

表1 スタッフ職種構成

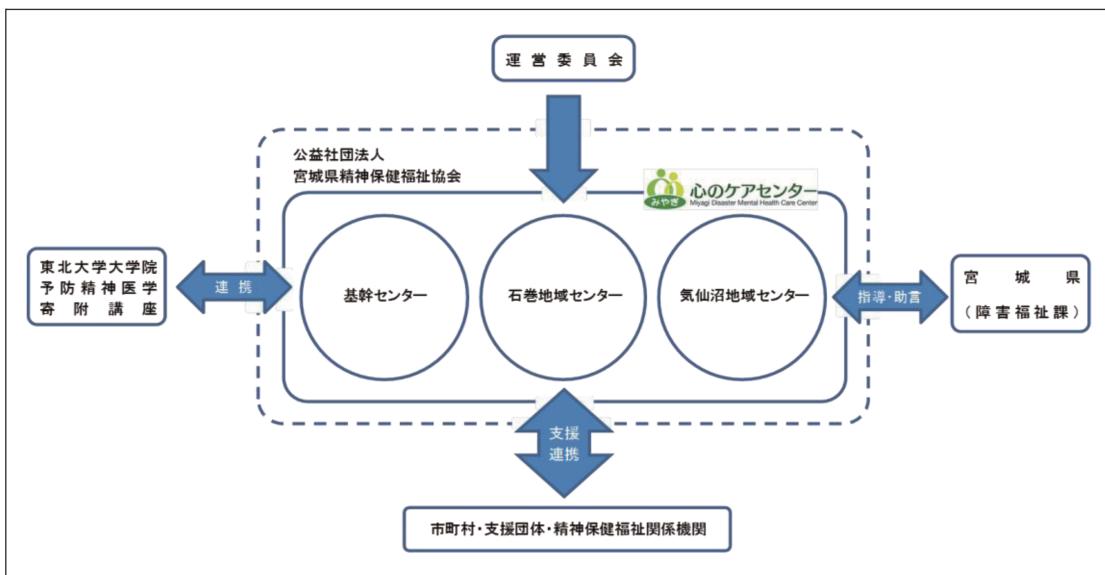
H25.2.20現在

職 種	基幹センター			石巻地域センター			気仙沼地域センター			全 体			合計
	常勤	非常勤	自治体出向	常勤	非常勤	自治体出向	常勤	非常勤	自治体出向	常勤	非常勤	自治体出向	
精神科医(Dr)	1	7	0	0	0	0	0	2	0	1	9	0	10
臨床心理士(CP)	2	4	0	1	0	0	2	1	0	5	5	0	10
精神保健福祉士 (PSW)	7	1	0	2	0	3	2	1	1	11	2	4	17
保健師(PHN)	3	1	0	2	1	0	1	0	0	6	2	0	8
看護師(NS)	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	4	1	5
作業療法士(OT)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
事務	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5
計	18	17	0	5	1	5	5	4	1	28	22	6	56
臨時職員(事務)				1			1			2	0	0	2
人材派遣会社	3									3	0	0	3

5. センターの位置づけ

センターと関連機関との関係は、図2のとおりです。

図2 みやぎ心のケアセンターの位置づけ



センターは、協会内部の位置づけとしては被災者の心のケア支援事業を行う所謂一つの事業執行部門となります。

運営委員会は、事業の検討、評価を行う第三者機関的組織であり、運営方針等の決定に関与しています。

寄附講座は、震災関連疾患の予防のための調査研究や人材育成を行っていますが、センターとは被災者支援活動等に当たり連携関係にあります。

宮城県は、行政機関としてセンターの財源確保をはじめ、運営全般について指導助言を行っています。

市町村、精神保健福祉関係機関及び支援団体とは、活動等において相互に支援、連携する関係にあります。